

紀美野町らくらくレンタサイクル事業 お客様利用規約

1. 利用申し込み

レンタサイクルの利用希望者（以下、「利用者」）は、紀美野町らくらくレンタサイクル事業者（以下、「事業者」）所定の申込書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるものを提示してレンタル契約を締結いたします。

2. 利用条件

(1)利用の条件

- ① 利用時間は9時～17時までの間とします（ただし、事業者が特別の配慮を施す場合はこの限りではありません）。
- ② 利用者は、前条の契約に基づき、その利用料として1日当たり金1,000円（税込み）を支払うものとします。なお、利用料金は契約時に前払いするものとします。
- ③ レンタサイクルの返却は契約を行った事業所（以下、「取扱所」）のみとし、乗り捨て等のご希望には対応致しません。
- ④ 利用者は、自転車を善良な管理者の注意をもって、使用・保管するものとし、第三者に使用させてはならないものとします。
- ⑤ 事業者は、利用者の自転車の使用は全て当該利用者によって使用されたものとみなします。

(2)利用できない場合

ただし、利用者が次の各号の一つにでも該当する場合には、事業者はレンタル契約の締結を拒絶することができるものとします。

- ① 身長145cmに満たないとき。
- ② 飲酒又は酒気帯びが認められる場合、その他レンタル自転車を安全に運転することが困難であると事業者が判断したとき。
- ③ 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属していると認められるとき。

- ④ 本規約に同意しないとき。
- ⑤ その他、事業者が適当でないと思えたとき。

3. 自転車の引き渡し

- ① 利用者はレンタル自転車を借り受ける際、ブレーキの効き・ハンドルの曲がり・タイヤの空気圧・ベルの鳴り・アタッチメント操作パネル・バッテリー残量などの安全かつ適切に利用ができる状態であることを確認するものとします。
- ② 利用者は、レンタル自転車の損傷、備品の紛失及び整備不良を発見したときは、直ちに取扱所に報告し、利用を中止するものとします。
- ③ 前項の報告がないままレンタル自転車を利用した場合は、借受時において、レンタル自転車に損傷、備品の紛失及び整備不良はなかったものとみなします。

4. 自転車の返却

- ① レンタル自転車の返却は、レンタル自転車を借り受けた取扱所において、自転車およびその他の貸与物品を受付に返却すること（以下「返却手続き」という）により完了するものとします。
- ② 利用者は、レンタル自転車の返却に当たって、レンタル自転車に自らの遺留品がないことを確認して返却するものとし、事業者は、遺留品の紛失などについて何ら責任を負わないものとします。
- ③ 利用者は、何らかの緊急的な理由により、第1項による返却ができそうもないときは、取扱所に連絡し、その指示に従うものとします。
- ④ 利用者が、前項の連絡をせずに、又は取扱所の指示に従わないで、所定の場所以外にレンタル自転車を放置したときは、未だ返却手続きは完了していないものとみなします。
- ⑤ 利用者が前第3項の連絡なしに取扱所の営業時間内にレンタル自転車を返却しなかった場合及び前第4項の場合には、事業者は1日単位で利用者に対して延長料金を請求することがあります。

5. 故障・盗難などの処置など

- ① 利用者は、借受時間中にレンタル自転車の異常又は故障を発見したとき

は、直ちに利用を中止し、貸し出しを受けた取扱所に連絡するとともに、その指示に従うものとします。

- ② 利用者は、借受時間中にレンタル自転車の盗難などが発生したときは、直ちに盗難の状況などを所管の警察及び取扱所に連絡するとともに、その指示に従うものとします。また、利用者は、レンタル自転車の盗難にかかる負担金として、事業者が指定する金額を支払うものとします。

6. 事故処理

レンタル自転車の借受時間中に、当該レンタル自転車に係る事故が発生したときは、利用者は、事故の規模にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

- ① 直ちに事故の状況などを所管の警察および取扱所に連絡すること。
- ② 当該事故に関し、事業者及び事業者が指定する保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
- ③ 当該事故に関し、第三者と示談または協定を締結するときは、あらかじめ事業者の承諾を受けること。

7. 禁止行為

利用者は、レンタル自転車の借受時間中、次の行為をしてはならないものとします。

- ① レンタル自転車を利用者本人以外の者に利用をさせること。
- ② 無謀運転、酒気帯び運転などの危険な行為。
- ③ 交通規則を無視した、レンタル自転車の利用。
- ④ 乗入が禁止されている公園等や危険箇所、不適當な場所での利用。
- ⑤ 歩行者などの通行障害となるような行為。
- ⑥ 自転車の構造・装置・付属品などの改造、取り外し及び変更。
- ⑦ 条例が定める自転車等放置禁止区域内、許可を得られない私有地及び通行の障害となるような場所での駐輪。
- ⑧ 運転中に故障した場合、無理に運転を継続する行為。
- ⑨ レンタル自転車を各種テストもしくは競技、牽引もしくは後押しに利用すること。
- ⑩ その他、法令又は公序良俗に違反する行為。

8. 返却請求

事業者は、次の各号の一つにでも該当する場合は、利用者にレンタル自転車の返却を求めることができるものとします。

1. 借受時間中において、レンタル自転車の利用不能、その他の理由により、レンタル自転車の貸し渡しを継続できなくなったとき。
2. 利用者が借受時間中に本規約その他の事業者との間の契約の約定に違反したとき。

9. 補償

1. 事業者は、成立したレンタル契約に基づいて、利用者がレンタル自転車を借り受けしている間等については、下記の条件のとおり各種損害保険を付保するものとし、利用者が負担した第 18 条の損害賠償責任を次の各号の限度内で補償するものとします。

- ① 死亡・後遺障害 50 万円、入院保険金日額 2,000 円、通院保険金日額 1,000 円。ただし入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内、通院保険金日額は事故発生日より 180 日以内の通院に限り 90 日間をそれぞれ限度とする。

※レンタル自転車搭乗中のみが補償期間となり、急激かつ偶然な外来の事故による傷害に限ります。

- ② 賠償責任は、対人・対物最高 1 億円。ただし、利用者に起因する事故等に対しては補償されません。

※レンタル自転車搭乗中のみが補償期間となり、自転車の利用に起因して第三者に身体障害や財物損壊を与えた場合の法律上の賠償責任に限ります。

2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、利用者の負担とします。
3. 警察および貸し出しを受けた取扱所に届出のない事故、もしくは利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険および事業者の補償制度による損害てん補が受けられないことがあることを利用者は異議なく承諾します。

4. 第 3 項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により、第 1 項に定める補償は適用されない場合があります、これらの損害については、利用者がすべて負担するものとします。